空地」と表示した。

鉄骨鉄筋コンクリート造……ＳＲＣ　　鉄骨造……Ｓ

鉄筋コンクリート造……ＲＣ　　木　造……Ｗ

7．「⑼基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の「方位」、「幅員」、「道路の種別」及び「その他の接面道路」の順に表示し、前面道路の舗装の状況については、「未舗装」と特に表示しない限り舗装済みである。

なお、道路の種別は次の区分により表示した。

⑴　道路法第３条に規定する道路は「国道」、「県道」、「市町村道」等

⑵　土地区画整理事業の施行区域内の道路（⑴及び⑶を除く）は「区画街路」

⑶　私人が管理する道で、いわゆる私道と称されているものは「私道」

⑷　その他の道は「道路」

8．「⑽基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備状況」欄については、次により表示した。

⑴　水道法による水道事業または専用水道により給水されている場合、及び通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合には「水道」と表示した。

⑵　ガス事業法による一般ガス事業または簡易ガス事業によりガスが供給されている場合、及び通常の工事費負担によってこれらのガス事業からガス供給が可能な場合は「ガス」と表示した。

⑶　基準地が下水道法に基づく処理区域内にある場合、及び処理区域外に存する大規模造成地等にある下水道で宅地供給者または組合等が一体となって管理し、かつ公共下水道に接続し、または終末処理場を有している場合は、「下水」と表示した。

9．「⑾基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名及び基準地から鉄道駅（地下駅の場合には地表への出入り口）までの道路距離を表示し、５０ｍ未満の場合は「近接」と表示した。私鉄の駅名がＪＲの駅名と同一名称である場合には、当該私鉄の駅名の前に私鉄の名称を略称で表示した。

10．「⑿基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄においては、次により表示した。

⑴　用途地域等は次の略号で表示した。なお、市街化区域という表示は特にしていない。

第１種低層住居専用地域……１　低　専

第２種低層住居専用地域……２　低　専

第１種中高層住居専用地域……１　中　専

第２種中高層住居専用地域……２　中　専

第１種住居地域……１　住　居

第２種住居地域……２　住　居

準住居地域……準　住　居

近隣商業地域……近　　商

商業地域……商　　業

準工業地域……準　　工

工業地域……工　　業

工業専用地域……工　　専

防火地域……防　　火

準防火地域……準　　防

市街化調整区域……調　　区

都市計画区域外……「都計外」

風致地区……風　　致

歴史的風土保存区域……歴　風　土

高度地区……高　　度

斜線高度地区……斜線高度

国立公園……国　立　公

国定公園……国　定　公

県立自然公園……県　立　公

⑵　第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市街化調整区域について、（　）内の左側に建ペイ率を、右側に容積率をそれぞれパーセントで表示した。

風致地区及び明日香村における歴史的風土保存地区については（　）に種別を表示し、高度地区及び斜線高度地区については（　）に都市計画で定められた高さの最高限度をメートルで表示した。

国立公園、国定公園及び県立自然公園については（　）に普通地域、特別地域の別を表示し、特別地域についてはその種別も表示した。

11．表示は、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（平成１８年７月１日）における状況により行った。

12．地価公示の標準地と同一地点である基準地については、基準地番号の右上に※印を付し、さらに別表により再掲し、地価公示（平成１８年１月１日時点）の標準地番号及び価格を表示した。

（林　　地）

1．「⑶基準地の１０アール当たりの価格」欄には、当該土地に立木等がないものとしての価格を表示した。

2．「⑷基準地の地積」欄には、土地登記簿に登記されている地積を表示し、１平方メートル未満の端数は切り捨てた。

3．「⑸基準地の利用の現況」欄には、基準地が現実に利用されている状況について、林地の現況及び（　）内に樹種を表示した。

4．「⑺交通接近条件」欄には、次により表示した。

⑴　「基準地から拠出地点までの搬出方法、距離」

拠出方法は、人力、集材機、鉄索、林（公）道隣接等のうち、通常考えられる方法を表示し、距離は基準地の中心部からの距離を表示した。

⑵　「搬出地点の道路の状況」

道路の種類及び幅員を表示した。

⑶　「最寄駅及び距離」

鉄道名、駅名及び基準地から駅までのおおよその道路距離を表示した。

⑷　「最寄集落及び距離」

最寄集落名及び基準地から最寄集落までのおおよその道路距離を表示した。

5．「⑻公法上の規制」欄においては、都市計画法、森林法、自然公園法等の法令に基づく公法上の規制を次により表示した。

⑴　都市計画法

市街化調整区域……「調区」

都市計画区域外……「都計外」

⑵　森林法

保　安　林……保安林
地域森林計画対象民有林……地森計
(3) 自然公園法、自然環境保全法等
ア　国立公園……国　立　公
国定公園……国　定　公
県立公園……県　立　公
自然環境保全地域……環　保
県自然環境保全地域……(県)環保
風致地区……風　致
イ　普通地域……(普通)
特別地域（第○種）……(特別○種)
6．「(9)地域の特性」欄は、林地の類型を次の区分により表示した。
(1) 都市近郊林地……市街地的形態を形成している地域の近郊にある地域をいい、市街地の宅地化の影響を受けている地域
(2) 農村林地……農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する地域をいい、一般に農業を主に、林業を兼ねている地域
(3) 林業本場林地……林業の中心にある地域または地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄またはこれに準ずる用材を生産している地域
(4) 山村奥地林地……交通機関から判断しても最も不便な山村奥地に属する地域
7．表示は、基準地の価格判定の基準日（平成１８年７月１日）における状況により行った。

**奈良県告示第二百七十二号**

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十八年九月十九日

奈良県知事　柿　本　善　也

| 指定番号 | 図書類の種類 | 図書類の名称 | 発行年月日 | 発行所等 | 指定理由 |
|---|---|---|---|---|---|
| 二十三 | コミック | SWEET CUBE 絶対恋愛Sweet 10月号増刊 | 平成十八年十月一日 | 笠倉出版社 | 青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 二十四 | コミック | コミックJune 10月号 | 平成十八年十月一日 | 株式会社マガジン・マガジン | |
| 二十五 | コミック | コミックAQ UA 2006年10月号 | 平成十八年十月一日 | 株式会社オークラ出版 | |
| 二十六 | コミック | 上級恋愛ミント 2006年10月号 | 平成十八年十月一日 | 株式会社近代映画社 | |
| 二十七 | CD-ROM付ムック | Mac魂 | 平成十八年八月五日 | 笠倉出版社 | |

**奈良県告示第二百七十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十八年九月十一日大和高原北部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成十八年九月十九日

奈良県知事　柿　本　善　也

**奈良県告示第二百七十四号**

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年九月十九日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　保安林予定森林の所在場所　吉野郡吉野町大字千股七〇七
二　指定の目的　落石の危険の防止
三　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択抜による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び吉野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**奈良県告示第二百七十五号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十八年九月十九日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　区域の名称
菅野（ホ）地区急傾斜地崩壊危険区域
二　土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（保安林区域を除く。）
所在地及び標柱番号
宇陀郡御杖村大字菅野一三九五番　一号
〃　一四一七番　二号
〃　一三七三番　三号

〃　一三四八番　四号
〃　一三五二番一　五号
〃　一三五四番　六号
〃　一三七五番一　七号

**奈良県告示第二百七十六号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十八年九月十九日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　区域の名称

麦谷（ロ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二　土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡東吉野村大字麦谷七八九番　一号
〃　七九三番　二号
〃　六〇七番　三号
〃　七七二番三　四号
〃　七七六番五　五号

# 公　告

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定しました。

平成十八年九月十九日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　病院又は診療所

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| ならこころのクリニック | 奈良市三条本町二―二〇　マツダオフィスビル一階 | 平成十八年四月一日 |
| 松本クリニック | 大和高田市幸町三―一八　オークタウン六階 | 平成十八年四月一日 |
| クリニックサザンウィンド | 葛城市忍海三四二―九　スカイハイツモリカワ二〇三号 | 平成十八年四月一日 |

二　薬局

| | | |
|---|---|---|
| diasana金橋薬局「高田店」 | 大和高田市幸町三―一八　オークタウン六階 | 平成十八年四月一日 |

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十八年九月十九日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　申請のあった年月日

平成十八年九月一日

二　特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人五條市視覚障害者福祉協会

三　代表者の氏名

石山　岩次郎

四　主たる事務所の所在地

五條市須恵二丁目一番一〇号

五　定款に記載された目的

この法人は、奈良県五條市に在住する市民に対し、文化と福祉に関する事業を行うことによって、社会福祉に関する理解を一層深めるとともに、特に奈良県内に住む視覚障害者のため身体障害者福祉法による居宅介護事業及びデイサービス事業を行うことによって社会参加と自立を支援することにより共生できる社会づくりに寄与することを目的とする。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大阪国税局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成十八年九月十九日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　測量の目的　公共測量（森林調査）

二　測量の地域　五條市、吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村

三　測量の期間　平成十八年九月一日から同年十二月十一日まで

【定　価】　一か月　三千四百五十円　　一部売り　一枚につき四十五円（共に、送料別）

発　行
奈　良　県
奈良市登大路町三〇
電話　〇七四二―二二―一一〇一㈹

印　刷
株式会社　春　日
奈良市三条栄町九―一八
電話　〇七四二―三五―七三三㈹

本誌は再生紙を使用しています。